

令和3年度感染防止対策協力支援金の申請について

本支援金は、**下記の対象施設を管理する事業者が対象**です。

なお、5月6日（木）以降は、要請内容等について変更があります。

対象施設	札幌市内全域の飲食店、カラオケ店（※1）（※2）	
要請内容	1	【営業時間を短縮】 4月27日（火）～5月5日（水）：営業時間は午前5時から午後9時まで 5月6日（木）～5月11日（火）：営業時間は午前5時から午後8時まで
	2	【酒類提供時間を短縮】 4月27日（火）～5月5日（水）：酒類提供は午前5時から午後8時まで 5月6日（木）～5月11日（火）：酒類提供は午前11時から午後7時まで
	3	「業種別ガイドライン（※3）」に基づく対策の徹底
対象期間	令和3年4月27日（火）から5月5日（水）まで（9日間） 遅くとも、令和3年4月29日（木）からご協力いただくことが必要（※4） 令和3年5月6日（木）から5月11日（火）まで（6日間） 遅くとも、令和3年5月8日（土）からご協力いただくことが必要（※5）	
金額	企業規模や売上高等に応じ、 店舗ごとに1日当たりの支援金額を算出します（※6）	

※1 酒類提供を行う施設、酒類提供を行わない施設ともに対象です。当初の要請発出前日（4月26日）時点で、「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を取得している施設が対象です。

※2 4月27日（火）～5月5日（水）の期間は、従来から午後9時を超えて営業を行っている施設が対象です。5月6日（木）～5月11日（火）の期間は、従来から午後8時を超えて営業を行っている施設が対象となります。

※3 業種別ガイドラインについては、内閣官房のページをご参照ください。

【URL】 <https://corona.go.jp/prevention/>

※4 協力開始が4月27日（火）よりも遅れる場合は、ご協力いただいた日数に応じた支援金額となります（例えば、4月28日からご協力いただいた場合は、1日分減額となります）。なお、4月30日（金）以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず、一切支給できませんのでご注意ください。

※5 一方、5月6日（木）以降の要請内容の変更に伴い、新たに要請対象となった施設（例えば、従来から午後8時30分まで営業している施設）については、遅くとも5月8日（土）からご協力いただければ、5月6日（木）からご協力いただいたものとして支援金額を算出いたします。

※6 店舗ごとの1日当たりの支援金額については、**次ページ（P.1）の方法で算出**します。

支援金額（1店舗1日あたり）の算出方法について

①店舗ごとの「1日当たりの売上高」を以下の方法で計算します。

【計算式】「2019年又は2020年の（4月の売上高+5月の売上高）」÷61日

※売上高は、**飲食部門の売上高（消費税及び地方消費税は除く）**のみで計算します。

②計算した「1日当たりの売上高」をもとに『(A)売上高方式』又は『(B)売上高減少額方式』のいずれかで店舗ごとの支援金額を計算します。大企業は(B)売上高減少額方式のみとなります。

『(A)売上高方式(中小企業、その他法人、個人事業主が選択可)』

【計算式】

期間	計算式 (計算結果は、千円未満切り上げ)	下限額及び上限額
4月27日 ～5月5日	「2019年又は2020年の1日 当たりの売上高」×0.3	下限額：2.5万円、上限額：7.5万円
5月6日 ～5月11日	「2019年又は2020年の1日 当たりの売上高」×0.4	下限額：3万円、上限額：10万円

計算の結果が、各下限額を下回った場合は、各下限額となります。

『(B)売上高減少額方式(大企業、中小企業、その他法人、個人事業主が選択可)』

【計算式】

期間	計算式(計算結果は、 千円未満切り上げ)	下限額及び上限額
4月27日 ～5月5日	「2019年又は2020 年の1日当たりの売 上高」－「2021年	下限額：0円、 上限額：20万円又は「2019年又は2020年の1日当 たりの売上高」×0.3のうち、いずれか金額の低いほう
5月6日 ～5月11日	の1日当たりの売上 高」×0.4	下限額：0円、上限額：20万円

※「2021年の1日当たりの売上高」は「2021年の(4月の売上高+5月の売上高)」÷61日
で算出します。

実際の申請にあたっては、申請書に掲載している手順等に沿って、金額の算出及びご記入をお願いいたします。

【企業規模の定義】中小企業基本法に基づき以下のとおりとなります。

●中小企業

<飲食業>

「資本金の額又は出資の総額」が5,000万円以下の会社又は「常時使用する従業員の数」が50人以下の会社・個人

<カラオケなどのサービス業>

「資本金の額又は出資の総額」が5,000万円以下の会社又は「常時使用する従業員の数」が100人以下の会社・個人

●大企業

<飲食業>

「資本金の額又は出資の総額」が5,000万円を超え、かつ「常時使用する従業員の数」が50人を超える会社

<カラオケなどのサービス業>

「資本金の額又は出資の総額」が5,000万円を超え、かつ「常時使用する従業員の数」が100人以上の会社

札幌市への申請概要

【受付期間】 ※受付期間を延長しました。

令和3年5月12日（水）から令和3年8月31日（火）まで【消印有効】

【申請書類の郵送先】 ※感染症の拡大防止の観点から、持参による申請は受け付けいたしません。

〒060-8792

令和3年度 感染防止対策協力支援金 事務局（※住所の記載不要）

※ 申請書類等は、以下よりダウンロードすることが可能です。

札幌市公式ホームページ

（URL）<https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/kansentaisakusienkin.html>

【問い合わせ先】 **011-330-8396**（専用ダイヤル）

受付時間 午前8時45分から午後5時15分まで

（令和3年5月31日までは、土日祝も対応。6月1日以降は平日のみ）

札幌市への申請について

I 支援金の概要

【給付の考え方】

札幌市内全域の飲食店及びカラオケ店のうち、営業時間の短縮等により、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策にご協力いただいた施設（店舗）を管理する事業者を対象に、支援金を給付いたします。

※ 酒類提供の有無にかかわらず、対象施設のうち4月27日（火）～5月5日（水）の期間は、従来から午後9時を超えて営業を行っている施設が対象です。

5月6日（木）～5月11日（火）の期間は、従来から午後8時を超えて営業を行っている施設（店舗）が対象となります。

II 申請要件

本支援金の申請者は、次の全ての要件を満たす者であること。

1 札幌市内において対象施設（飲食店、カラオケ店）を管理する法人又は個人事業者

※ 市内対象施設を管理する事業者の本社が、市外にある事業者も支給対象となります。

※ 複数の施設を管理している事業者は、取組を行った施設分を一括して申請してください。この場合、各施設の給付金額を合計した金額を給付いたします。

2 要請期間開始前日（令和3年4月26日（月））の時点で、営業に必要な許認可等取得の上、従来から午後9時を超えて営業を行う対象施設（札幌市内の飲食店、カラオケ店）を管理する事業者

※ 1つの施設を複数の事業者が共同で管理しているような場合、代表して申請を行う事業者のみ対象となります。

【対象期間】

①令和3年4月27日（火）から5月5日（水）まで（9日間）
遅くとも、令和3年4月29日（木）からご協力いただくことが必要

②令和3年5月6日（木）から5月11日（火）まで（6日間）
遅くとも、令和3年5月8日（土）からご協力いただくことが必要

3 対象期間の全てにおいて、下記(1)から(3)の全ての感染症防止対策に取り組んだ対象施設を管理する事業者

要請内容	対象期間	
	4月27日から5月5日	5月6日から5月11日
(1) 営業時間の短縮	午前5時から午後9時まで ※1	午前5時から午後8時まで ※1
(2) 酒類提供時間の短縮	午前5時から午後8時まで ※1	午前11時から午後7時まで ※1
(3) 業種別ガイドラインに基づく対策の徹底（全期間共通）		

※1 いずれも終日の休業を含みます。

【参考情報】

* 業種別ガイドライン

【内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室のページ】

(URL) <https://corona.go.jp/prevention/>

* 社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

【全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会のページ】

(URL) <http://zensyaren.net/>

* オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

【一般社団法人 日本バーテンダー協会のページ】

(URL) <http://www.bartender.or.jp/covid19guideline20210414>

* カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

【一般社団法人 カラオケ使用者連盟のページ】

(URL) <https://www.kua.or.jp/>

* 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改正）に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン

【一般社団法人 日本フードサービス協会のページ】

(URL) <http://www.jfnet.or.jp/contents/safety/>

※ 飲食の場における感染の伝搬を防止するため、アクリル板等の設置又は十分な座席間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の呼びかけ、換気の徹底のほか、対象施設の業種、業態に応じ適切なガイドラインを遵守してください。

4 申請事業者が、次のいずれにも該当していないこと。

- (1) 事業の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下本項において「法」という。）第2条第1項第6号の暴力団員をいう。以下本項において

同じ。)である場合

- (2) 暴力団（法第2条第1項第2号の暴力団をいう。以下本項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる場合
- (4) 事業の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる場合
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

Ⅲ 申請手続き等

1 本支援金の申請に必要な書類等の入手方法

- (1) 札幌市公式ホームページ

【URL】 <https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/kansentaisakusienkin.html>

※ 申請書類等をダウンロードすることが可能です。

- (2) 札幌市役所本庁舎1階パンフレットコーナー及び各区役所

2 申請書類の提出

「申請書類について（P5～）」に記載の申請書類を提出してください。

- ※ 必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。
- ※ 申請書類のご提出前に必ず写しを取り、お手元で保管してください。
- ※ 提出いただいた書類の返却はいたしません。

3 申請受付方法及び申請受付期間 ※受付期間を延長しました。

令和3年5月12日（水）から令和3年8月31日（火）まで

【郵送先】

〒060-8792 令和3年度 感染防止対策協力支援金事務局

- ※ 令和3年8月31日（火）の消印有効です。
- ※ 簡易書留や一般書留、レターパックプラス（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）で郵送してください。
普通郵便でお送りいただいた場合、書類の不着により申請が受け付けられない場合があります。
- ※ 切手を貼付、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。料金不足の場合には、返送させていただきます。
- ※ 感染症の拡大防止のため、持参による申請は受け付けいたしません。郵送でのみ申請を受け付けいたします。

4 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められる場合に支援金を支給します。審査の中で不明な点などがあれば、電話等により内容の確認をさせていた

だく場合があります。

5 通知等

申請書類の審査の結果、本支援金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知を発送します。一方、申請書類の審査の結果、本支援金を支給しない旨の決定をしたときにも、不支給に関してご連絡いたします。

IV その他

- 1 本支援金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、札幌市は、本支援金の支給決定を取り消します。既に支給済みの場合は、申請者には支援金を返還していただきます。
- 2 申請書類に記載された情報を公的機関（税務当局・警察署・保健所等）に提供する場合があります。
- 3 誓約書（様式2）に記載している全ての事項について、誓約していただきます。

申請書類について

1 申請書（様式1）

支給金額の算定にあたっては、**飲食部門の売上高（消費税及び地方消費税を除く）**を記載いただきます。

振込口座については、必ず申請者名義の口座をご指定ください。法人の場合は当該法人名義の口座に限ります。

2 誓約書（様式2）

本支援金の申請にあたって誓約いただく事項を必ずご確認ください。また、必ず自署してください。

3 売上高 及び 営業実態が確認できるもの

○【法人・個人共通】

1日当たりの売上高を算出した年（2019年又は2020年）の4月及び5月の売上台帳等の帳簿の写し（申請を行う全ての施設分）

※ 中小企業の店舗で、1日当たりの売上高が一定額以下の場合は、売上高に関する書類の提出は不要です（詳細は申請書にてご確認ください）。この場合、当該施設の1日当たりの支援金額は、「売上高方式」の下限額（4/27～5/5：2.5万円、5/6～5/11：3万円）となります。この場合でも、営業実態の確認のため、直近の確定申告書の写しはご提出いただきます。

※ 売上高が明確に確認できる書類を提出できない場合は、各算出方式の下限額で当該施設の支援金額が算出されます。この場合でも、営業実態の確認のため、直近の確定申告書の写しはご提出いただきます。

※ 申請を行う全ての施設分必要です。また、年月・事業者名・店舗名・月の売上合計・事業別の売上（複数事業を営んでいる場合のみ）が記載されたものをご提出ください。

※ 大企業等、売上高減少額方式の場合には、2021年の売上高の4月及び5月の売上台帳等の帳簿の写しも必要です。

○【法人の場合】

- ① 1日当たりの売上高を算出した年の確定申告書の写し（「別表一」の控え。なお、收受印が押印されたものに限る。電子申告の場合は、電子申告の受信通知を別途添付）
- ② 法人事業概況説明書（月別売上高）の写し（「売上高方式」の下限額で申請される場合は、提出不要となります）
- ③ 履歴事項全部証明書の写し

○【個人の場合】

- ① 1日当たりの売上高を算出した年の確定申告書の写し（「第一表」の控え。なお、收受印が押印されたものに限る。電子申告の場合は、電子申告の受信通知を別途添付。個人番号を塗りつぶしたもの）
- ② 青色申告決算書（月別売上高）の控えの写し／白色申告収支内訳書の写し（「売上高方式」の下限額で申請される場合は、提出不要となります）

※ 收受印がない、受付日時が印字されていない場合は「納税証明書（その2）所得金額用」もあわせてご提出ください。（個人事業者のみ）

※ 創業後間もなく、決算期や申告時期を迎えていない場合は、「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し又は「法人設立・設置届出書」の写し

※ 審査にあたり、必要に応じて追加の資料提出を求められることがあります。

4 営業に必要な許可を取得していることが分かるもの（申請を行う全ての施設分）

○ 飲食店営業許可書又は喫茶店営業許可書の写し

※ 営業許可証に記載された名義が申請者と異なる場合、申請者との関係性を示す資料をあわせてご提出ください（住民票の写しなど）

5 業種・業態・従前の営業時間が確認できるもの（申請を行う全ての施設分）

○ 施設の宣伝チラシ、ホームページ、SNS画面、外観（社名や施設名入り）及び内景の様子が分かる写真、飲食店情報サイト、雑誌の写し など

○ 料理や飲み物を提供していることが分かるメニューの写し、写真 など

6 要請に協力いただいたことが分かるもの（申請を行う全ての施設分）

○ 対象期間中に営業時間の短縮及び酒類提供時間の短縮（酒類の提供のある施設のみ）等の取組を行ったことが分かる施設での告知チラシ、掲示物、店舗のホームページ、SNS画面、DMの写しなど

7 口座振替を希望する口座の通帳の写し

口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、店舗名が分かるページの写し

8 本人確認書類の写し（個人事業者のみ）

運転免許証、パスポート、保険証等のいずれかの写し

※ 現住所等が裏面に記載されている場合は、裏面の写しをお願いします。

9 その他

提出いただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

下記の支援金を申請された皆様へのご案内

「**感染防止対策協力支援金**（令和3年2月16日(火)から令和3年2月28日(日)までの、市内全域の飲食店・カラオケ店を対象とした時短要請に係る支援金)」を申請された事業者については、提出書類のうち、次の書類を省略することができます。なお、この場合、当該支援金の給付通知書の写しをご提出いただきます。

【提出を省略することが可能な書類】

- 「5 業種・業態・従前の営業時間が確認できるもの」
注 「感染防止対策協力支援金」の申請書に記載した施設に限ります。
- 「7 口座振替を希望する口座の通帳の写し」
注 「感染防止対策協力支援金」の申請書に記載いただいた振込先口座と同一の口座を指定して申請を行う場合に限りします。
- 「8 本人確認書類の写し（個人事業者のみ）」
注 「感染防止対策協力支援金」と同一の申請者が申請を行う場合に限りします。

【参考：支援金額の計算手順フロー】※申請にあたっては、申請書に沿って計算してください。

